

● 学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学術情報の  
基盤形成に関する検討委員会設置要綱

令和 3 年 1 月 2 8 日  
日本学術会議第 307 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学術情報の基盤形成に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、学術情報流通において今後急激に展開すると目されているデジタルトランスフォーメーションに関し、日本学術会議全体として具体的対応案を意思の表出として発出すること等を目的とし、ISC などとの連携も視野に入れ国際的動向を踏まえつつ、我が国の方向性を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 2 4 日日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和 3 年日本学術会議規則第 1 号）の施行の日（令和 4 年 1 月 1 日）から施行する。